

福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会 議事録

日 時：平成 30 年 12 月 24 日（月） 9：30～11：40

会 場：福岡市役所 15 階 第4会議室

出席委員：井上委員，松崎委員，吉川委員，徳永委員，石田委員，藤林委員，  
中島委員，藤井委員，田中委員，長谷委員，森委員

事 務 局：こども発達支援課 課長，係長，係員

傍 聴 人：なし

<議 事>

<p>(9：30)</p> <p>【事務連絡】</p> <p>事務局</p> <p>【委員長，副委員長の選出】</p> <p>【会議公開】</p> <p>委員長</p> <p>【傍聴の確認】</p> <p>委員長，事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課長挨拶，委員会趣旨説明</li> <li>・ 委員照会</li> <li>・ 資料確認</li> <li>・ スケジュール説明</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 互選により松崎委員を委員長に選出</li> <li>・ 松崎委員長により石田委員を副委員長に指名</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全会一致により，率直な意見交換もしくは中立な意思決定が不当に損なわれる恐れはないと判断し，公開することを決定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傍聴希望者は居ないことを確認</li> </ul>
<p>(9：42)</p> <p>【資料説明】</p> <p>事務局</p> <p>(10：06)</p> <p>【質疑】</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前考察資料及び当日資料の説明</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法人への意向調査を行っているが，現指定管理者の福岡市社会福祉事業団（以下「事業団」と表記。）は含まれているか。</li> <li>・ 含まれていない。公募となった場合，現指定管理者以外にできる法人があるか，興味をお持ちの法人があるか，とい</li> </ul>

	<p>うことを、福岡都市圏の社会福祉法人に限定して調査した もの。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設赤字が出ているが、これについては福岡市が補っているということが良いか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の負担となる。歳出については、市から指定管理者への委託料。歳入については、市が受け入れている施設給付費や診療報酬、手数料、保護者の方からの利用者負担金。その差引分が資料に示している赤字になるということ。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>差引部分の推移について、次回にでも資料で示されたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の民間児童発達支援センターで、市立ほどの手厚い人員配置ができない、小規模な取組みしかできないのは、費用の見通しが立たないことが理由と思われる。その部分について、市立施設であれば市が指定管理料として負担するのであれば、運営できるという民間法人も出てくるのではないか。指定管理者が事業団ではなく、他の民間法人に変わった場合も、そういった十分な費用は確保されるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募になった場合も、今と同じ程度の必要な経費は確保する。当該施設の役割から、公募することでの経費削減については、あまり重要視していない。</li> <li>事業団以外の民間法人が指定管理者になった場合にも、療育の質が保てるかどうか、継続的に安定的に提供できるかどうか。その部分が重要だと考えている。</li> <li>現指定管理者以外に、必要な療育をしっかりと確保できる法人が在るのか無いのか、人もノウハウも含めて、その部分をしっかりと見極めていただきたい。</li> <li>公募になった場合でも、事業団にも応募してもらい、別に手を挙げられた法人と競い合ってもらい、その上で第5期の指定管理者を選定したい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の質を一番に考えていて、ある程度の予算がないと良い職員は雇えないし、職員のレベルアップも図れない。公募になったとしても、予算の見通しと十分な準備期間が無ければ、必要な予算がある現指定管理者には勝てない。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募の際は、募集要項という形で、業務内容や予算を示したうえで、応募するか決めていただく。十分な準備期間がとれるかということは、課題である。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連法人への意向調査について、福岡都市圏に限定したとのことだが、福岡都市圏というのはどこら辺までか。また、なぜ都市圏に限定したのか。</li> </ul>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募になった場合、事業団と民間社会福祉法人が競うことになると思うが、事業団が手を挙げるに当たっては、公平に競争できるのか。</li> <li>・福岡都市圏については、糸島市、春日市、大野城市、那珂川市、筑紫野市、太宰府市、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町、篠栗町、久山町、新宮町、古賀市、福津市、宗像市という範囲。法人のベースとなる拠点が、指定管理施設とあまりに離れていると、バックアップ体制に課題があるため、福岡都市圏というのが一つ現実的なラインであると考えたもの。</li> <li>・公募になった際、どのような評価基準であれば事業団と他の民間法人の評価を公平に行えるのかについては、まだ詰め切れていない。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に公募になった場合、福岡都市圏等、法人の所在地を限定して公募するのか。または、限定はせず、遠方だとしても管理が難しいため評価を下げる等、審査の部分で考えていくということなのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の所在地を限定して公募するのではなく、広く募集し、審査する段階で、本部とこれだけ離れていて本当にできるのかということを議論する形になると考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非公募となった場合、現指定管理者の事業団が継続して指定管理者となることを意味すると考えて良いか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非公募となった場合でも、これまで同様、事業団の提出する事業計画書を審査したうえで、問題なければ、引き続き指定管理者として選定する。当委員会でも、事業団の提出する計画書について確認いただき、ご意見をいただくようになる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年の包括外部監査だが、監査人に、福祉、医療の専門家は入っていたのか。一般的には、弁護士や公認会計士が多いと思うが、この時はどうだったのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7人の外部監査人全て弁護士で構成されていた。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めばえ学園だが、特徴的なものとして、医療的ケアを伴う子の受け入れと、1, 2歳児を対象とした早期の親子通園があるが、公募になった場合、これらは引き続き実施しなければならない業務内容になるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児の受け入れと親子通園という部分は、市全体の療育体制の中で重要なものであるため、実施する形で整理したい。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法人への意向調査には、医療的ケア児の受け入れや親子通園の実施については含まれていたのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・含めている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に含まれた上で、実施できるかもという法人があったということか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その通り。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めばえ学園以外の、心身障がい福祉センター（以下「あいあいセンター」と表記。）、西部療育センター、東部療育センター、あゆみ学園では、包括外部監査において、「医療従事者の継続的雇用を含むため公募は現実的ではない」という結果であったが、めばえ学園にも、嘱託ではあるが看護師が1名配置されている。この看護師は、公募が現実的ではない理由にならないのか。違う評価になるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要視されているのは医師で、医師を継続的に雇用しなければ成り立たないような施設が、5年ごとに運営法人が変わる可能性があるというのは現実的ではないという視点のようである。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めばえ学園では、医療的ケアを伴う知的障がい児を受け入れていて、医師の診察についてはあゆみ学園の支援があると聞いているが、指定管理者が変わったとしても、そういう連携は残るということで良いか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あゆみ学園の医師とめばえ学園の看護師や保育士も含め、緊密に連携を取りながら受け入れをしているという状況がある。基本的には、しっかりと子どもを受け入れるにあたって、必要な連携は今までどおり行えると考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めばえ学園の嘱託看護師だが、週どれくらいの勤務なのか。また、事業団が運営している他の施設への異動はあるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外の一般の児童発達支援センターで、常勤や非常勤の看護師を置くことによって、医療的ケア児を受け入れているところはどれくらいあるのか。一般的なことなのか。分かる範囲で。</li> <li>・正確に把握できていないが、嘱託なので、市と同様に27.5時間になろうかと。また、めばえ学園での勤務ということで雇用されている。</li> <li>・医療的ケアに特化した部分の他都市の状況というのは、把握できていない。ただし、福祉型の児童発達支援センターでは、看護師は必要人員となっていないことから報酬に反</li> </ul>

<p>(10:36) 【意見交換】</p>	<p>映されず、看護師の person 費は手出しになってしまうため、民間では、看護師を配置して医療的ケア児を受け入れるという体制が中々とれないという状況はある。福岡市については、医療的ケアがあるというだけで療育が受けられないということになってはいけないため、平成 20 年度に、めばえ学園に看護師を配置し、あゆみ学園の医師との緊密な連携のもと、少しずつ受け入れを開始してきた。要は、医療的ケア児については、市立施設のいずれかで必ず受け入れるという体制ができています。医療的ケア児は、身体障がいに伴う場合が多かったが、近年は、身体障がいは無く歩けるが、気管切開に伴う喀痰吸引やカニューレの管理が必要で、その部分で看護師が必要という場合が増えている。また、平成 25 年度には、肢体不自由児を対象とした療育施設であるあゆみ学園にも、医療的ケアが必要な知的障がい児のクラスを作り、あいあいセンター、東部療育センター、西部センター、あゆみ学園、めばえ学園と、この市立の 5 施設にて、医療的ケア児であっても療育ができる体制を整えている。</p> <p>委員長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の制度変更の意図等、なぜ公募が必要なのかについて、もう少し説明を。</li> </ul> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 昭和 46 年の厚生省通知にて、公の施設については、「直営もしくは社会福祉事業団でないと運営できない」というルールができ、福岡市においては、昭和 48 年に福岡市社会福祉事業団を設立し、市立の障がい児通園施設の運営を委託してきている。一方で、平成 14 年に、新たな厚労省通知により、「経営の効率化や地域の実情に応じた対応ができるようにするため、地域ごとに必要性等を判断して、事業団だけではなく、他にできるようなところがあれば、そちらの方に委託しても良い」というルールになった。この通知により流れが変わり、指定管理者を選定するにあたっては、施設ごとに、公募すべきか非公募を続けるべきかということを検討する必要が出てきたもの。</li> </ul> <p>委員長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 他に質問が無いようなので、意見交換に入る。</li> <li>• 今回の委員会は、市が最終的に指定管理者の募集方法を決定するにあたっての参考とするため、委員それぞれの立場から意見を述べるという場である。よって、委員会として</li> </ul>
---------------------------	--

	<p>結論を出すことはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•まず、あいあいセンターについての意見を伺いたい。非公募にすることのメリットやデメリット、公募にすることのメリットやデメリットについて、前もって資料を見て来ていると思うが、本日事務局から説明があったことよって、また少し考えてもらいたい。前もって考えて来た意見も含めていかがか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>•あいあいセンターについて、現状としては、しっかりとした療育をしている。しかし、全体的な問題点として、受け入れ枠が不足している。この資料にも、内定保留児のことや、新患が急増していることが書かれている。通いたくても通えない人がいる。</li> <li>•仕事をしている保護者が増えてきている中で、時代に合わせた中身、カリキュラムが用意できているか、質の良いものが提供できているかと言ったら、少しずつずれてきていると感じる。</li> <li>•親子通園の意義というのはしっかりあって、近年、単独通園に早く行きたがる保護者が多くなってきているが、親子通園の期間というのは、障がいを受け入れる大切な期間になっている。また、障がい児のケアや医療的ケアを保護者が行うにあたり、一緒に共感してもらえる仲間がいたり、先生や専門の人に教えてもらえる大切な期間である。</li> <li>•非公募で事業団を選定し続ける限り、他の民間法人は育たない。少しずつ時代に合わせて、広げていっても良いのではないかと思う。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>•公募にした場合、今のニーズに合った内容となるよう検討する機会にもなるという点、もう一つは、非公募にする限り他の民間法人が育たないという点。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>•まずはあいあいセンターに絞って、他に意見を。</li> <li>•公募した場合、例えば、32年度から運営するのであれば31年度に公募するという点しか方法は無いのか。2年前に公募するという点はあるかというふうな考えて良いのか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>•運営するための準備について、市からお金を出せるかどうかというのは大事なところ。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>•準備期間の問題。福岡市の障がい児の施設については前例が無いと思うが、障がい者の施設で、非公募の市立施設を公募に切り替えたということがあった。その時の準備期間</li> </ul>

	<p>等、参考にしてはどうか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者を選定する場合、議会にて議決をいただくわけだが、他の市立施設も含め、新たな指定管理期間が始まる前年度の議会の中で、選定の議決をいただくという流れが一般的ではある。</li> <li>準備期間に要する経費については、障がい者施設の実績から、引き継ぎにかかる期間として3か月分の主要人件費の予算要求を行っている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>3か月の準備期間というのは妥当なのか。単に子どもの引継ぎだけなら良いが、医療的ケアや親子通園ということを新たに実施するための準備期間が3か月というのは非常に短く感じる。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者が変わるとしても、一定程度ノウハウがある法人になる、全く何もわからない法人に引き継ぐわけではないということを想定している。引継ぎ期間についてはしっかり検証できていないのかもしれないが、障がい者の施設の実績も踏まえ3か月と設定した。引き継ぎにかかる費用について、あまりに長期間分の予算を計上するというのは現実的ではない。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに職員を雇わないといけない場合、良い人に来てもらうためには、しっかりとした予算を組み、公募をしなければならぬ。そういったことに3か月という準備期間は十分なのかということ考えた。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>これは公募した場合のデメリットとして各施設に共通していることではないか。指定管理施設の規模にもよると思うが、大きな施設あれば、移行にあたり難しいことが更に出てくるかも知れない。ただし、公募の場合、引き継ぎのやり方や人材育成のための研修等も含めて、どういう案を出せるのか、現実的にできる法人を選定するというのが、私達の役割になってくる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療職を多数採用している、あいあいセンター、西部療育センター、東部療育センターにおいては、短期間での引き継ぎは中々難しい。関係法人への意向調査でも、できると回答した法人がほとんどいないように、現実的ではない。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>私の中では、あいあいセンター、西部療育センター、東部療育センター、あゆみ学園については、看護師を含め医療職を多数配置しており、5年ごとに変わる可能性があるというのはいかなど。判断が難しいのは例えば学園なの</li> </ul>

<p>委員長</p>	<p>で、めばえ学園に時間をかけて意見交換したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• そうすると、あいあいセンター、西部療育センター、東部療育センター、あゆみ学園については、かなり共通した課題があるかと思うが。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公募した結果、職員が全部変わるとなった場合、子ども達の情緒面が不安である。また、親子通園の場合は、今までとやり方も変わってしまう、先生も変わってしまうとなると、保護者としてもどうして良いか戸惑う部分があるのでは。</li> </ul>
<p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一人ひとりの子どもにとっては、とても大きいことである。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 来年度、新しく今津の方に民間法人の児童発達支援センターができるようで、そこに移りたい人は移って良いと言われているが、やはりほとんどの人が西部療育センターに残るようだ。新しいところに行くのは、親としても勇気がいることである。</li> </ul>
<p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 進め方について提案があったとおり、あいあいセンターに限って意見を求めていたところだが、あいあいセンター、西部療育センター、東部療育センター、あゆみ学園については、課題として似たことが出てくると思うため、この4施設について先に意見交換するという形で進めても良いか。</li> </ul>
<p></p>	<p>&lt;全委員承諾&gt;</p>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• あいあいセンターの良いところは、医師がいるため、具合が悪くなったときにすぐに診察できるところ。看護師もいるため医療的ケアを行えるところ。専門性のあるリハビリが行えるところ。やはり整った療育施設で、とても優れている。この規模の施設を他の民間法人が運営するのは難しいということもわかる。しかし、一人ひとりのニーズに合った、もう少し改良していける部分もあるのではないか。そういう意味では、公募するというのは、一つ問題提起をするという意味合いはある。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• あゆみ学園について、保育士や他の子ども達と接する機会があるということは良いことだと感じる。医療的ケア児もいるため、医師がいて、すぐに対応できるという面は、優れているところ。</li> <li>• 「非公募だと他の民間法人が育たないのでは」という意見があったが、そういう考えもあるなど。</li> <li>• 求めるのは、公募であっても非公募であっても、子ども達</li> </ul>



	<p>と保護者が安心して安全に園に通える、子ども達が健やかに育ってくれること。本当に子ども達や保護者のことを考えて運営できる法人であれば、公募であっても非公募であっても構わないのではないか。ただし、あゆみ学園に関しては、医師をはじめ、保育士、看護師、栄養士、事務員、一丸となって園児を見ていると感じるため、保護者へのケアを含め、今の状態を継続させることが一番である。</p>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 東部療育センターについて、公募の場合に心配なこととして、指定管理者が変わった場合、子ども一人ひとり療育方針の引継ぎがしっかりなされないと、子ども以上に保護者への負担が大きくなる。5年スパンで変更となる可能性があるというのは懸念として重大なことである。環境が変化すると、子ども達の中でも不安はすごく大きいため、園では上手に過ごせているように見えても、家に帰ってから荒れてしまう子がいる。子どもの状況で、保護者への負担、心の負担が違ってくる。</li> <li>• 一方、「3歳から5歳児までの期間は、のびのびと育ててあげましょう」という保育に専念する先生と、「この時期に療育という部分で、家と園のつながりをもっと深くして、徹底的にわかるようにしていきましょう」という療育という形をしっかりと考える先生、支援の方針は、先生個人のモチベーションや考え方に左右されるため、公募することによって、事業団と職員の意識やモチベーションが変わること等、メリットもたくさんある。</li> <li>• 職員の質の問題があったが、そういった部分も考えていけるのであれば、公募も必要と思うが、子ども達や保護者の情緒というところを考えると、非公募も必要である。やはり、医療等、今の状況が全てトータル的に維持できるのであれば、非公募が良いのではないか。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 西部療育センターについて、やはり職員が手厚く支援していて、今のまま非公募で良いと思う。</li> <li>• 極端だが、例えば全ての市立施設が公募になり、指定管理者が変わった場合、事業団はどうなるのか。解散となるのか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 解散となるかは別として、事業団にとっては由々しき事態であろう。</li> </ul>
<p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 質疑の中で、公募になったとしても、事業団にも応募してもらいたいと言っていたが。</li> </ul>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募になった場合、必ず指定管理者が事業団ではなくなるというわけではなく、他の民間法人と運営計画にて競争してもらおうということになる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この4施設については、他にこれだけのことをできる法人は無く、引き続き事業団で良いとは思いますが、引き続き継続するにしても、よりよい運営の在り方を検討する意識を今以上に高める機会があれば良いと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募か非公募かという議論を乗り越えないといけない時期に来ているのではないかと。基本的には原則どおり公募が良いのだろうが、かなり色々な条件で難しいのであれば、世の流れからすると、限定的公募とか条件付き公募とかそういった検討が、今回でなくても将来的には必要。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師も色々な人がいるため、誰でも良いから資格を持った人と言え、手を挙げる医師もいると思うが、公募になることによって5年で身分を失うかもしれないという状況で、安心して任せられる医師を雇用することができるのか。公募した場合、支援の安定供給というのは現実的に可能なのか。医師の立場からするとどうか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科医ではないのでよくわからないが、どこでも医師不足なので、仕事が無くなるかもという不安は少ないのではないかと。</li> <li>・こういう療育機関に来るべき医師が、OTやPTも含め、5年ごとに運営先が変わる可能性があるという条件で来てくれるのか、確保できるのかということについては、わからない。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が、今、良い状況で療育を受けられているということであれば、現在の体制の継続を望むというのは、まずその通りと思うが、指定管理者をどうするという制度の思想はそこには無いのではないかと。事務局はコスト削減については重要視しないとのことだったが、国がルールを変更したのは、やはり効率化のためである。同じ水準のものがもっと効率的に実施できるのであれば、公募しなさいというのが元々の思想である。</li> <li>・早期に雇用ができて引き継げるような、指定管理者の変更が可能な施設、公募できる施設なのか、それとも、専門的な技量を持つ人員を一定数集めないといけない、その為にはやはり一定の継続的雇用が前提となる施設、公募には向かない施設なのか、というところが論点である。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難しい課題だが、療育方針の継続性をどのように担保するかは、今の市のルール上、引継ぎ期間を長くとれないということであれば、難しいのではないかと。現在のところは、子ども達や保護者に与える影響、リスクを考えると、公募とするのは決して望ましくない。特に、この4施設においては、医師の雇用の継続性と5年という短期間での指定管理者変更の可能性というのは、中々相容れないのではないかと。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他に意見が無いようであれば、この4施設についての意見はそれぞれ出されたということで良いかと。</li> </ul>
委員	<p data-bbox="627 674 815 703">&lt;全委員承諾&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・続いて、めばえ学園について意見を。</li> <li>・他の民間法人が運営する施設の話聞く機会があったのだが、民間施設に比べ、めばえ学園は特色が無いと感じる。例えばゆたか学園では、手先の感覚や日常生活の基本的な動作の指導として、療育の中で、ボタンスモックを採用している。園で型紙を準備し、保護者が手作りをしているようだ。発達著しいこの時期には、素晴らしい取組みだと思う。これに対しめばえ学園は、保護者に負担を掛けないということ、一番気にかけているようで、それも保護者としては助かるだろうが、色々な発達面の向上を目指している保護者には、少し物足りないのではないかと。</li> <li>・クラスには医療的ケアが必要な子や発達がゆっくり目な子等、色々な特性を持った子どもが在籍しており、家での保護者の負担も違うため、園からの協力依頼で、あまり負担を掛けないように配慮しているようだ。しかし、こだまでは、クラスを2グループに分けて別の活動をするような取組みをしているようなので、工夫の余地はあると感じる。</li> <li>・非公募であれば、療育の質等、保護者への配慮も含めて現状が維持されるため、安心であると思う。</li> <li>・もし公募であれば、不安な面もあるが、他の民間施設のように、楽しい療育内容になると良いと思う。</li> </ul> <p data-bbox="501 1778 587 1807">委員長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括外部監査では、他の4施設とめばえ学園については、若干違う意見が出ていたが、そういう事も踏まえて、意見があれば。</li> </ul> <p data-bbox="528 1919 587 1948">委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募となった場合、審査の結果、また事業団が指定管理者になることもあるかと思うが、やはり質を高めたりアイデ</li> </ul>

<p>委員</p>	<p>ィアを出し合う意味でも、めばえ学園については公募にして良いのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•他の4施設については、引き継ぎも含め同程度以上の水準で実施できる法人は他に無いため、事業団が継続で良いと思うが、めばえ学園についてはそうでは無く、更に良い条件を出してくる法人がいる可能性があるのではないかと。</li> <li>•子ども達は環境の変化によって大変不安になるが、小学校に上がる時等、変化のタイミングは必ずあるため、それにいかに上手く対応するかということも支援者側の技術に関わるし、それによって子どもには有益な経験になりうる。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•先ほどの4施設と比較した場合、めばえ学園は医師がいない、看護師は嘱託でいるが、基本的に福祉職で日々の療育を行っている。よって、めばえ学園の場合、公募で他の法人が運営するようになったとしても、数か月の準備期間で引継ぎが可能なレベル。そういう意味では公募も可能と考える。審査の結果、事業団を継続して選定することになったとしても、公募ということで、療育の中身の検討や質のもっと高いものを目指していくという改革の機会にもなる。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•他の民間施設と比較しても、あまり大きな差は見いだせない。親子通園や医療的ケア児の受け入れはあるとしても、民間でも対応できるレベル。めばえ学園は公募可能と考える。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•あゆみ学園の医師との連携について、仮に指定管理者が変わったとしても、その連携は継続できるとのことだったが、資料を読んだ時は、同じ法人内の職員なので連携ができていたという意味だと理解していた。指定管理者が変わったとしても、連携を行うというのは具体的にどういうイメージなのか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•通園施設の利用調整の中で、医療的ケアが必要な子どもについては、事業団の医師や保育士から、カンファレンス、病状や治療方針についての説明を行っている。めばえ学園の医療的ケア児については、あゆみ学園の医師がしっかり把握しているため、指定管理者が変わったとしても、その情報連携の部分は続けることができる。事業団としても、同法人の職員ではないためカンファレンスできないということにはならない。</li> </ul>

<p>委員</p> <p>事務局 委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、そういった情報連携の後のこと、その情報を踏まえたしっかりとした安全な療育が、引き継いだ新しい法人の看護師や保育士でどれだけ実践できるのかという点が懸念ではある。</li> <li>・そのあたりは、募集する時に、将来的にどういった育成をするのか、経験がある資格職を準備できる見込みなのか、というようなことも出してもらい、審査する形にするのでは。</li> <li>・その予定である。</li> <li>・他に意見が無いようであれば、めばえ学園についての意見はそれぞれ出されたということで良いか。</li> </ul> <p>&lt;全委員承諾&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の意見交換を踏まえ、委員それぞれの最終的な意見を記載用紙に記入を。</li> <li>・何か付け加えることはあるか。無いようであれば本日の議事は終了する。</li> </ul> <p>&lt;全委員承諾&gt;</p>
<p>(11:40)</p> <p>【事務連絡】</p> <p>事務局</p> <p>【閉会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お礼</li> <li>・今後の流れ</li> <li>・議事録について</li> </ul>